

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年1月29日

東京都後期高齢者医療広域連合長 多田正見

東京都後期高齢者医療広域連合条例第1号

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 東京都後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第1条）」を「第1章 東京都後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第1条）」を第2章 後期高齢者医療給付（第1条の2）に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を

「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とする。

第8条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「0.0656」を「0.0718」に改める。

第9条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

第3章を第4章とし、第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第1条の2 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

附則第7条第3項中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則第15条の次に次の4条を加える。

（平成22年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第16条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは「第14条若しくは第15条又は附則第17条、第18条若しくは第19条」とする。

(平成22年度及び平成23年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額)

第17条 平成22年度及び平成23年度における所得の少ない被保険者に対して賦課する所得割額は、次の2号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る所得割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 平成22年度及び平成23年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等(以下この条において単に「基礎控除後の総所得金額等」という。)が15万円以下の被保険者 当該年度分の保険料に係る所得割額相当額

(2) 基礎控除後の総所得金額等が15万円を超え20万円以下の被保険者 当該年度分の保険料に係る所得割額に100分の75を乗じて得た額

2 前項第2号の規定により算定した所得割額に乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 第1項の規定による控除は、基礎控除後の総所得金額等が確定する日以後に行う。

(平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第18条 平成22年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成22年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 第1項の規定により算定した乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ、前項の規定により算定した被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成22年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第19条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、

同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。

- 2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

別表を次のように改める。

別表（附則第3条・第7条関係）

区市町村名	特定区市町村所得割率及び被保険者均等割額	
日の出町	特定区市町村所得割率	0.0668
	被保険者均等割額	35,142円
檜原村	特定区市町村所得割率	0.0650
	被保険者均等割額	34,183円
大島町	特定区市町村所得割率	0.0667
	被保険者均等割額	35,104円
新島村	特定区市町村所得割率	0.0648
	被保険者均等割額	34,095円
神津島村	特定区市町村所得割率	0.0662
	被保険者均等割額	34,824円
御蔵島村	特定区市町村所得割率	0.0647
	被保険者均等割額	34,047円
八丈町	特定区市町村所得割率	0.0633
	被保険者均等割額	33,291円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2の規定は、平成22年4月1日（以下「基準日」という。）以後に生じた被保険者の死亡に係るものから適用し、基準日前における被保険者の死亡については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第8条、第9条及び別表の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。